

# 自動車リサイクル法に基づく 引取業者登録申請の手引き

## 1. 記入に際して

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表（別紙1）によりチェックした後、提出してください。
- (2) 使用済自動車の引取りを行う事業者ごとに登録が必要です。  
（事業所の追加、削除は、別途、変更届の提出が必要です。）
- (3) 提出部数は2部です。  
（1部は申請者の提出書類の控えとなりますので、保管ください。）

## 2. 申請に伴う登録申請手数料

- (1) 引取業者登録申請手数料4,000円（更新時は3,500円）
- (2) 手数料は、石川県証紙で納入票に貼り付けてください。

## 3. 提出先

- (1) 県内全域（金沢市内の事業場を除く。）の事業所の受付  
生活環境部資源循環推進課審査グループ  
TEL 076-225-1472 FAX 076-225-1473  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/jidousha\\_r/index.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/jidousha_r/index.html)
- (2) 小松市、加賀市、能美市及び能美郡の事業所の受付  
南加賀保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班  
TEL 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805  
〒923-8648 小松市園町ヌ48番地
- (3) 白山市、野々市市、かほく市及び河北郡の事業所の受付  
石川中央保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班  
TEL 076-275-2642 FAX 076-275-2257  
〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地
- (4) 七尾市、羽咋市、羽咋郡及び鹿島郡の事業所の受付  
能登中部保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班  
TEL 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484  
〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9
- (5) 輪島市、珠洲市、鳳珠郡の事業所の受付  
能登北部保健福祉センター 生活環境課内産業廃棄物監視機動班  
TEL 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550  
〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4

※提出の際は、事前に必ず時間の余裕を持って、上記提出先のいずれかまでご連絡ください。  
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口における提出のほか、あらかじめ電話にて相談（連絡）された方のみ、郵送による提出も可能です。

令和4年2月  
石川県生活環境部資源循環推進課

## I 登録申請について

### 1. 引取業者の登録・更新申請をされる方へ

申請書や添付書類（以下、「申請書等」という。）の作成にあっては、以下のことに留意してください。  
必要書類の不足や不備がある場合には、受理できません。

- ① 申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードするか若しくはワープロ等で作成した上で記入してください。
- ② 申請書等の作成に当たって、所定の様式に書き込めない場合には、別紙様式を用いることとし、スペースが不足する場合は、様式を広げても差し支えありません。
- ③ 申請書等の提出部数は、2部です。（内1部は申請者控えです。受付印押印後、返却します。）
- ④ 登録申請手数料は、以下の金額を石川県収入証紙で納入することとなりますが、申請書等に不備がないことを担当窓口で確認した後で貼付してください。

#### 申請手数料一覧

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| ・ 引取業者登録申請（新規）    | 4,000 円 |
| ・ 引取業者登録の更新申請（更新） | 3,500 円 |

## 2. 提出書類の作成上の留意事項

### (1) 申請書

#### 作成上の留意事項

##### 1. 「申請年月日」

初めから記入しないで、申請書等の確認を受けた後に、記入してください。

##### 2. 「申請者の住所及び氏名」

(1) 法人の場合は、法人の登記事項証明書記載の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を省略することなく正確に記入してください。

(2) 個人の場合は、住民票記載の住所及び氏名を記入してください。

##### 3. 「役員の氏名」欄

(1) 申請者が法人の場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙4によりその全ての役員の氏名、ふりがな、役職名、住民票記載の住所、生年月日、本籍を記入してください。

※ 役員には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(2) 申請者が個人の場合は、「該当なし」と記入するか、斜線を引いてください。

##### 4. 「法定代理人の氏名及び住所」欄

申請者が未成年者の場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙5によりその法定代理人の氏名（法人の場合は名称）等を記入してください。

※ 法人及び成年者である場合は、「該当なし」と記入するか、斜線を引いてください。

##### 5. 「事業所の名称及び所在地」欄

引取業に関する業務を行う全ての事業所を記入してください。

事業所が複数ある場合には、「別紙のとおり」と記載し、別紙6により記入してください。

##### 6. 「フロン類が含まれているかどうかを確認できる体制」欄

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する次の体制を記入してください。（1又は2に○印をつけてください。）

※ 複数事業所がある場合には、「別紙のとおり」と記載し、別紙6により記入してください。

(2) 添付書類

作成上の留意事項

1. 誓約書（別紙2）

申請者、申請者が法人の場合はその役員及び法定代理人が、法第45条第1項に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約してください。

次の欠格条項のいずれかに該当する場合は登録することができません。（法第45条第1項）

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれら法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 五 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

2. 本人を確認するもの

登記事項証明書及び住民票については、

申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

（以下同じ）

（1）申請者が法人である場合には、

① 役員全員の住民票

※ 全ての役員（監査役を含む。）の本籍が記載されたものを添付してください。

② 登記事項証明書

（2）申請者が個人である場合には、

① 住民票

② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書で、成年被後見人、被保佐人として登記されていないことの証明書を添付してください。（東京法務局又は金沢地方法務局で証明）

- (注) 登記事項証明書で、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

登記されていないことの証明書（登記事項証明書）

- 1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の入手方法  
制度概要及び申請書は、次のURLより閲覧又はダウンロードすることができます。  
( <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html> )  
また、東京法務局民事行政部後見登録課のほか、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局、テレフォンファックスサービスなどで入手することができます。
- 2 申請上の留意事項  
申請書記入の際に、「証明事項」欄については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の事項にチェックしてください。
- 3 申請方法
  - (1) 窓口で申請の場合→金沢地方法務局（支局・出張所は不可）で請求できます。  
窓 口：石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎  
T E L 076-292-7810
  - (2) 郵送で申請の場合→東京法務局で取り扱うこととなります。返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付した長3サイズのもの）を同封して下記へ送付する。  
提出先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課  
T E L 03-5213-1234（代表）、03-5213-1360（ダイヤルイン）

3. 申請者が未成年であり、法定代理人がいる場合には、

【法定代理人が法人の場合 2.（1）同様】

- ① 役員全員の住民票
- ② 法人の登記事項証明書

【法定代理人が個人の場合 2.（2）同様】

- ① 住民票
- ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

4. 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類  
次のいずれかを添付すること。

- ・ 申請書の1に○印を付けた場合  
「残存フロンの確認方法」を記載した書類（別紙3）

- ・ 申請書の2に○印を付けた場合

使用済自動車の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類

- (例) 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し  
業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等

5. 使用料（手数料）納入票

4,000円（更新の場合は3,500円）の額面の石川県証紙を納入票に貼り付けてください。  
（県証紙は、北國銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。）

## 登録申請書提出書類一覧表（引取業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 申請書 ※ 事業所が複数ある場合は、「別紙 6」により記載	様式第一 別紙 6	
2. 本人を確認できる書類 登記事項証明書及び住民票については、 ※ <u>申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの</u> ※ <u>住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの</u>		
(1) 個人の場合は、 ① 住民票 ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書で「登記されていないことの証明書」 ※ 未成年者の場合は、「別紙 5」及び法定代理人の住民票、登記事項証明書、役員全員の住民票	別紙 5	
(2) 法人の場合は、 ① 別紙役員一覧表 ② 役員全員の住民票 ③ 法人の登記事項証明書 (例) 履歴事項全部証明書	別紙 4	
3. 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（事業所が複数ある場合は、各事業所の書類） 次のいずれかを添付すること ・ 申請書の 1 に○印を付けた場合「残存フロン類の確認方法」	別紙 3	
・ 申請書の 2 に○印を付けた場合「使用済自動車の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類」 (例) 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し 等	写し添付	
4. 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び法定代理人（申請者が個人の場合）が法第 45 条第 1 項の各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	別紙 2	
5. 連絡先等	別紙 7	
6. 使用料（手数料）納入票 4,000 円（更新時 3,500 円）の額面の石川県証紙を納入票に貼付のこと	別記様式 第 1 号	

※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

様式第一（第四十六条関係）

登 録  
引取業者 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号 F A X 番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
<p>次のうち、番号に○印を付けた確認する体制を有しています。</p> <p>1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。</p> <p>2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。</p>	

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 法人の役員については、別紙様式第4を参考に記入すること。
- 3 法定代理人がある場合は、別紙様式第5を参考に記入すること。
- 4 事業所が複数ある場合には、別紙様式第6を参考に記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 事業所一覧表

事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号 <span style="float: right;">F A X 番号</span>
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかを記載すること。）	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号 <span style="float: right;">F A X 番号</span>
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかを記載すること。）	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号 <span style="float: right;">F A X 番号</span>
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかを記載すること。）	







## 残存フロン類の確認方法

事業所名称 ( )

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

### ■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



フロン類が含まれていると判断する



フロン類は含まれていないと判断する

### ■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認 (上記同様)



- コンデンサが破損 (穴や裂傷) していない
- エアコン配管、ホースが破損 (穴や裂傷) していない



フロン類が含まれていると判断する

- 破損している
- 破損している

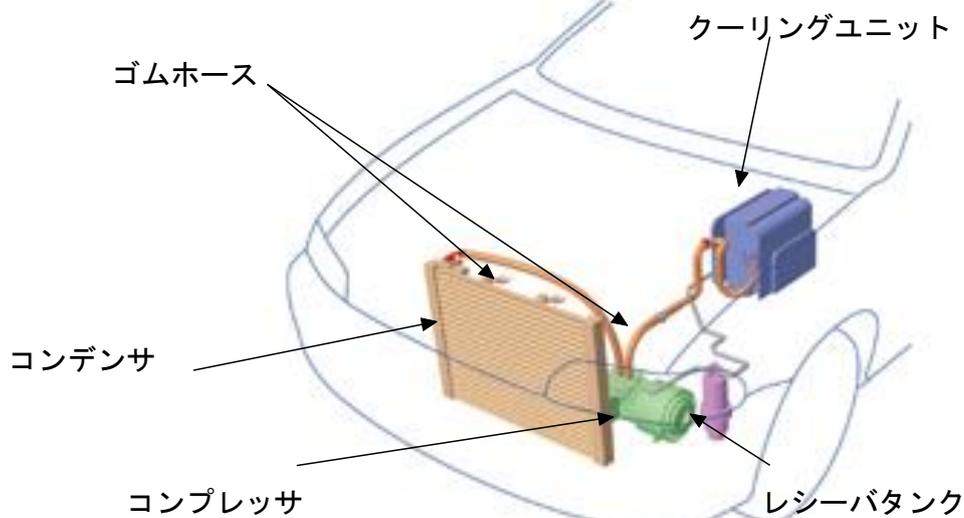


フロン類は含まれていないと判断する

### ■必要に応じて、以下により確認

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

#### <エアコンシステム装着例>



## 誓 約 書

申請者、申請者の役員及び法定代理人は、下記に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第 4 5 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

### 記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 法第 5 1 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第 5 1 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 法第 5 1 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち法第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

## 連 絡 先 等

## 1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所	郵便番号（      —      ）	
	電話番号	F A X 番号
ふりがな		
氏名・名称 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）		

## 2 申請書（届出書）についての問い合わせ先

## （1）担当者の問い合わせ先

ふりがな		
事業所名		
ふりがな		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X 番号	
	E-mail	

## （注）

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 F A X 番号は必ず記載してください。
- 4 E-mail はできるだけ記載してください。

## 使用料（手数料）納入票

申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
		款 <b>8</b>	項 <b>2</b>	目 <b>4</b>	節 <b>1</b>	附記 <b>5</b>
年度・会計	年 度 一 般 会 計	※ 金 額				
		※ 納 入	住 所			
※ 納 入 理 由		氏 名				

（証紙はりつけ欄）


- 注意
- 1 証紙はりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
  - 2 ※印箇所は、納人が記入してください。（申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略できます。）
  - 3 国の収入印紙と混同しないでください。
  - 4 自己の印章等で割印しないでください。
  - 5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

## Ⅱ 引取業者の登録後の手続き等について

### 1. 自動車リサイクルシステムへの登録

#### (1) 新規登録

使用済自動車を引き取る場合には、県知事等の登録に加え、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うこととなりますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

自動車リサイクルシステム事業者登録センター

〒804-8799 福岡県北九州市戸畑区戸畑郵便局留 TEL. 050-3786-7755

(URL <http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0020.html> 参照

#### (2) 更新登録

以下の手順に従い「更新登録」を行ってください。

※自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

#### 《手順》

- 1 自動車リサイクル法に基づく「更新申請書」を自治体窓口に提出
- 2 「自動車リサイクルシステム」の「電子マニフェストシステム」にログインする。
- 3 ログイン後、メニュー画面右上の「更新申請済」ボタンを押下する。
- 4 次の画面において、規約・約款の内容を確認し、「同意します」ボタンを押下する。

(注) この「更新登録」の手続きは、引取業及びフロン類回収業は「登録の有効年月日」の2か月前、解体業及び破碎業は「許可の有効年月日」の3か月前から行うことができます。

また、自動車リサイクルシステムの登録等につきましては、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(050-3786-7755)までお問い合わせください。

#### 《参考》

- ・ 自動車リサイクルシステム：<http://www.jars.gr.jp/>
- ・ 自動車リサイクル促進センター(JARC)：<https://www.jarc.or.jp/>
- ・ JARC 作成資料：[http://www.jars.gr.jp/apd/touroku\\_koushin\\_2.pdf](http://www.jars.gr.jp/apd/touroku_koushin_2.pdf)

## 2 引取業者の事務等

登録を受けた引取業者は、次の事務を行う必要があります。

### (1) 標識の掲示

タテ・ヨコ20cm以上の大きさを、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示（自治体からの登録通知書の掲示でも可）

### (2) 装備・預託確認と引取時預託

- ・ 使用済自動車を引き取る際に、フロン類、エアバッグ類の装備の有無を確認して、これをパソコン画面上で入力し、リサイクル料金が預託されているか否かを確認。  
（リサイクル料金が預託されていないと、使用済自動車を引き取れません。）
- ・ リサイクル料金が預託されていない場合は、コンビニエンスストア・郵便局を利用したリサイクル料金の支払いを実施

### (3) 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

### (4) 引取証明書の交付

最終所有者に対し、使用済自動車を引き取ったことを証明する書面を交付

※ リサイクル券が有る場合、B券の活用が可能。リサイクル券が無い場合、専用の様式を電子マニフェストシステムを利用して印刷し、これを活用することが可能

### (5) 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

### (6) 使用済自動車が確実に解体されたことを確認し、最終所有者に通知

- ・ 平成17年1月1日以降に使用済自動車として引取業者が引き取ったものについては、
  - ① 最終所有者は、道路運送車両法の永久抹消登録・解体届出を行う
  - ② 車検の残存期間に応じて自動車重量税が最終所有者に還付されることとなっています。
- ・ 上記①②は、使用済自動車が解体されたことが確認されて初めて手続きが可能となり、その状況については引取業者がパソコン画面上で確認し、最終所有者に通知することが必要

### 3 更新・変更・廃止の手続き

登記事項証明書及び住民票は、

申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。

#### （1）登録更新（様式第一）

- ・ 5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
- ・ 更新手続きは、有効期限満了日の1ヶ月前までに提出してください。
- ・ 添付書類等は、新規申請と同様です。

#### （2）変更届出（様式第二）

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届を県に提出しなければなりません。

##### ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

※ 個人の場合は、同一人の氏名・住所の変更に限る。

（人が変わる場合は、廃業・新規となります。親→子への相続等）

##### 【添付書類】

- ・ 個人の場合は、住民票
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書（変更の履歴のわかるもの）  
（例）履歴事項全部証明書等、閉鎖事項全部証明書等
- ・ 誓約書（別紙2）

##### ② 事業所の名称及び所在地（事業所の増減を含む。）

##### 【添付書類】

- ・ 事業所の新旧対照表（別紙6により新・旧を作成してください。）
- ・ 誓約書（別紙2）

##### ③ 法人である場合においては、その役員の氏名

##### 【添付書類】

- ・ 役員の新旧対照表（別紙4により新・旧を作成してください。）
- ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る。）
- ・ 登記事項証明書（変更の履歴のわかるもの）  
（例）履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等
- ・ 誓約書（別紙2）

##### ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

##### 【添付書類】

- ・ 法定代理人の新旧対照表（別紙5により新・旧を作成してください。）
- ・ 誓約書（別紙2）

##### 【法定代理人が個人の場合】

- ・ 住民票
- ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

（注） 登記事項証明書で、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

##### 【法定代理人が法人の場合】

- ・ 役員全員の住民票
- ・ 法人の登記事項証明書

- ⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

【添付書類】

- ・ 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類」（別紙3）  
（又は資格を証する書類の写し）
- ・ 誓約書（別紙2）

（3）廃業等の届出（別記様式第6）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届を県に提出しなければなりません。

該当する事項	届出者
① 引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は法人を代表する役員
② 死亡した場合（個人）	その相続人
③ 法人が合併により消滅	その法人を代表する役員であった者
④ 法人が破産により解散	その破産管財人
⑤ 法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人

※ 申請者以外が廃業等届出者を提出する場合は、引取業者との関係を証する書面を提出してください。

（4）登録通知書の再交付の申請（別記様式第7）

登録通知書をき損又は紛失した場合は、登録通知書再交付申請書を提出してください。  
なお、き損の場合は、旧の登録通知書の添付が必要となります。  
また、紛失した場合は、別紙により「紛失事由書」をあわせて提出してください。

## 変更届出書提出書類一覧表（引取業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 変更届出書	様式第二	
登記事項証明書及び住民票については、 ※ <u>申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの</u> ※ <u>住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載のないもの</u>		
2. 誓約書	別紙 2	
3. ①～⑤のうち、該当する書類を添付		
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 個人の場合は、住民票 ・ 法人の場合は、登記事項証明書（変更の履歴のわかるもの）		
② 事業所の名称及び所在地（事業所の増減を含む。） ・ 事業所の新旧対照表（別紙6により新・旧を作成してください。） ・ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒として、フロン類が含まれているかどうかを確認する体制 ※ 書面又は資格を証する書面	別紙 6  写し又は 別紙 3	
③ 法人である場合においては、その役員の氏名 ・ 役員の新旧対照表（別紙4により新・旧を作成してください。） ・ 法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） （例）履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等 ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る）	別紙 4	
④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 ・ 法定代理人の新旧対照表 （別紙5により新・旧を作成してください。） 【法定代理人が個人の場合】 ・ 変更のあった法定代理人の住民票 ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 【法定代理人が法人の場合】 ・ 法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） ・ 変更のあった役員の住民票（増員分に限る）	別紙 5	
⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 ・ 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類」	別紙 3	

- ※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業者廃業等届出書

年 月 日

石川県知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた引取業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条の規定により、次のとおり届け出します。

引取業を廃止した登録を受けた者	住 所  氏 名  届出者との関係
廃業等の理由	以下の該当する理由に○印をつけて下さい。  1 廃業 2 死亡 3 合併により消滅 4 破産により解散 5 合併及び破産以外の理由により解散  〔 〕
廃止の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録通知書再交付申請書

年 月 日

石川県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る登録通知書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付を申請する 登録の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 引取業</li><li>・ フロン類回収業</li></ul>
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
再交付の理由	亡失・き損 (亡失又はき損の理由)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「再交付を申請する登録の種類」欄には、再交付を申請する登録の種類を○で囲んでください。(登録ごとに1申請となります。)
- 3 「再交付の理由」欄については、亡失又はき損の該当する項目を○で囲み、その理由を記載してください。